

提出書類 提出締切	A：近く退職することが確定している方 ① 提出書類 …下表A欄の○印のもの ② 提出締切日…退職日の前日までにDN総務事務センター経由で健康保険組合 必着 ※グループ会社（プロパー職員）の方は、各社総務経由 ③ 資格取得日…退職日の翌日
	B：既に退職済の方 ① 提出書類 …下表B欄の○印のもの ② 提出締切日…加入要件を満たした日から3ヶ月以内（再就職先健保 または任意継続の資格喪失日から3ヶ月以内） ③ 資格取得日…加入要件を満たした日（再就職先健保または任意継続の資格喪失日）

必 要 提 出 書 類	A	B
(1) 特例退職被保険者資格取得届兼被扶養者申請書 ※1	☐	☐
(2) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ※1 (一部ネットバンクは登録不可)	☐	☐
(3) 第一生命健康保険組合から交付されている方のみ返却が必要（被扶養者分含む） ・「健康保険証」（資格喪失日が令和7年12月1日までの方） ・「資格確認書」（有効期限内のもの） ・「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」 上記に該当し、返却が必要な各証等を紛失した方は「健康保険資格確認書等発行申請 （滅失）」を提出 ※本社所属の方（取りまとめ担当がいる場合はその方へ）は健康保険組合へ、支社所属の 方は、支社総務へ、グループ会社の方は各社総務へ送付してください	☐	
(4) 老齢厚生年金証書の写し（手元にない場合は到着次第、その写しを後送）	☐	☐
(5) 被保険者並びに被扶養者の世帯全員が記載された住民票 （被扶養者が別居の場合は、対象者の世帯全員の住民票+被保険者との続柄が確認できる 公的書類（戸籍抄本・戸籍個人事項証明等）） ※住民票は続柄及びマイナンバー表示のある発行日から3ヶ月以内のもの ※写し不可 ※当健康保険組合の任意継続被保険者制度を喪失後に加入の場合は不要		☐
(6) 被扶養者がいる場合、被保険者の収入（年金等）の分かるもの	(☐) ※2	☐
(7) 被扶養者が16歳以上の場合、被扶養者の収入の分かるもの ※3 例：（非）課税証明書、年金振込通知書写し、直近給与明細3ヶ月分の写し、 確定申告（控）写し+収支内訳書（控）写し、学生証の写し（学生の場合） 等	☐	☐
(8) 新たに被扶養者を申請する場合、対象者の世帯全員が記載された住民票 （被扶養者が別居の場合は、対象者の世帯全員の住民票+被保険者との続柄が確認できる 公的書類（戸籍抄本・戸籍個人事項証明等）） ※住民票は続柄及びマイナンバー表示のある発行日から3ヶ月以内のもの ※写し不可	☐	☐
(9) 新たに被扶養者を申請する場合、その扶養理由書	☐	☐
(10) 被扶養者と別居している場合、仕送り額の分かるもの （振込者の分かる通帳写し（直近3ヶ月分）等、手渡し不可）	☐	☐
(11) 健康保険資格喪失証明書 （他社に直前まで勤務していた場合、その勤務先発行のもの）		☐

※1 各申請書は第一生命健康保険組合HPの「申請書一覧」から出力できます。

上記（2）について入力・印刷ができない場合は複写様式のため、下記より取り寄せしてください。

【第一生命従業員】 本社所属・キャリアローテーションの方・・・DN総務事務センター、支社・・・支社総務担当
 【グループ会社・関係会社従業員】・・・各社総務担当

※2 被扶養者の収入によっては、被保険者の収入の分かるものの提出を依頼する場合があります。

※3 被扶養者の収入基準については次頁のQ&Aを参照願います。

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	旧健康保険の資格情報 被保険者氏名・生年月日・年齢	健康保険の記号番号は、以下のいずれかで確認し記入する。 1. 「マイナポータル」の健康保険証の資格情報 2. 「資格情報のお知らせ」 3. 「資格確認書」（交付対象者のみ）
②	住所・電話番号	資格喪失後の住所・電話番号を記入する。
③	受給年金 保険料の払方	老齢厚生年金を受給できる年月を記入する。 保険料の払方方法を選択する。
④	当健康保険組合の組合員であった期間(入社日～退職日)・任意継続期間	資格取得日～退職日まで 任意継続をしていた期間があればその期間を記入する。
⑤	被扶養者申請	被扶養者がいる場合は各項目を記入する。 年収はすべての収入を合算して記入する。

Q & A

Q 1. 特例退職者制度の保険料はどのように決められていますか

A. 第一生命健康保険組合全被保険者（特例退職被保険者は除く）の平均標準報酬月額（前年9月末現在）の範囲内において、健康保険組合で定める月額に保険料率を乗じた額となります。したがって、現在の収入に関係なく、加入された方は全員一律の保険料額となります。（介護保険料は該当者のみ）

Q 2. 特例退職者制度は途中で脱退できますか

A. 申し出による脱退手続きが可能です。「特例退職資格喪失届」をご提出ください。
健康組合で届出を受理した月の翌月1日が資格喪失日となります。
なお、「資格喪失届」のご提出日によっては、次回の保険料振替を停止できない場合があります。その場合には振替結果を待ってから、資格喪失月以降の保険料について還付させていただきます。

Q 3. 私の配偶者には年金等の収入がありますが、加入できますか？

A. 被扶養者の加入要件は在籍中の認定基準と同じです。
従って収入額認定基準の範囲内（年収130万円未満、60歳以上または厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者は180万円未満）かつ本人の収入の2分の1未満であれば加入できます。（2020年4月から国内居住要件も追加）

◆ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※入力の場合 1 枚目を入力することで 4 枚目まで入力内容が反映されます。
印刷後、点線に沿って切り取ってください。

1枚目～3枚目を提出してください。
(4枚目はご本人さま控えです)

■ 第一生命保険(株)の従業員
■ グループ会社の従業員
健康保険の資格情報の記号番号の頭 1 桁を除いた記号番号 10 桁
例) 記号 2123 番号 1045678
1231045678 を入力または記入

■任意継続被保険者
健康保険の資格情報の記号番号の頭3桁と番号
の10桁
例) 記号 3000 番号 1012345
3001012345 を入力または記入

※金融機関の届出印はお間違いないように
お願いいたします。
※記号・番号の確認方法や書き方は、前頁の「記
入項目の説明」を参照してください。

見 本

国民年金・厚生年金保険年金証書			
年 金 の 種 類	老齢 基礎年金番号	× × × × - × × × × × ×	年金コード × × × ×
	マイイ 知		
受給権者の氏名	第一 太郎		
受給権者の生年月日	昭和 30 年 10 月 18 日	受給権を取得した年月	平成 28 年 4 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による 保険給付を行うことに決定したことを証します。			
			社会保険庁長官

《特例退職被保険者加入フロー》

